

1.概要

美作市立土居小学校

〒709-4244

岡山県美作市土居203

電話 0868-75-0131

FAX 0868-75-0124

設置者 岡山県美作市市長

管理者 岡山県美作市教育委員会



2.土居小の教育

1 本校のミッション

豊かな自然に恵まれ、歴史的な魅力もいっぱいの本校は、地域の中心として学校への保護者や地域から寄せられる期待は大きい。

児童が将来の社会生活を豊かに営んでいくために、「確かな学力（知）」「豊かな人間性（徳）」「健やかな体（体）」をバランスよく身につけさせ、自分らしく伸びていく姿をめざし保護者や地域の期待に応えたい。

教職員は、人間力や授業力のレベルアップに努め、家庭や地域との連携を図りながら、児童の意欲を引き出し、自己肯定感を育てる。「生きる力」と「豊かな心」を育む教育を充実させ、信頼される学校づくりに努める。

2 本校のビジョン

学校経営目標「学ぶ喜びをもつ学校づくり」

（学びいっぱいの学校）（元気いっぱいの学校）（やさしい学校の学校）

学校教育目標「笑顔はじける子どもの育成」

～学び合う喜びを感じ、心豊かでたくましく生きる子を育てよう～

指導の重点

- （1）基礎・基本の定着と学び合う学習の指導
- （2）豊かな心を育む指導
- （3）つながりを大切にする指導

〇めざす学校像 「子どもも教職員もみんなが輝く学校」

～こんな自分が「大好き」と自分のよさを発揮できる学校をめざして～

〇めざす子ども像

- ・学び合う子ども（主体的に学び、基礎基本の定着と学力の向上）
- ・助け合う子ども（お互いの良さを認め合い、協力と思いやりの心の育成）
- ・粘り強くやり抜く子ども（心と体を鍛え、失敗を乗り越える力の育成）

なかよく・かしこく・たくましく

〇めざす教職員像

- ・子どもの良さががんばりを認め、子どもの心に寄り添い、子どもを鍛える教職員
- ・日々の教育実践を大切に、情熱を持って指導力を高めようとする教職員
- ・組織の一員としての自覚をもち、協働して教育活動に真摯に取り組む教職員

3 学校経営方針

- （1）基礎・基本の定着と学び合う学習 《一人一人の良さを伸ばす学校・学級・授業づくり》
～「できた」という自信と「わかった」という満足感から先生や友達を信頼し、
「やりきる」という意欲や忍耐力を学び、生き生きと自分らしく、表現できる子どもをめざす～
- （2）豊かな心の育成 《体験や交流から感動・感謝につなげる》
～体験や交流を通して豊かな感性（感動・感謝の心）を養う～
- （3）学校・家庭・地域の連携を密にし、開かれた学校づくり
《学校の思いを地域や家庭につなげ、人と人との心をつなげる》

日課表

登校	8:15
朝の会	8:15 ~ 8:30
1校時	8:30 ~ 9:15
2校時	9:20 ~ 10:05
3校時	10:25 ~ 11:10
4校時	11:15 ~ 12:00
給食等	12:00 ~ 12:45
掃除	13:15 ~ 13:30
5校時	13:35 ~ 14:20
6校時	14:25 ~ 15:10

3.学校生活のきまり

○各自でご用意いただくもの

筆箱

[2B鉛筆5本、赤鉛筆・6B1本、消しゴム、ネームペン]

上履き(シューズ)・体育館シューズ・シューズ入れ(2つ)

ぞうきん(無記名)・ざぶとん・ハンガー

歯ブラシ・コップ(うがい用)・コップ入れ

マスク・マスク入れ・体操服入れ

○服装

・夏服(6月~9月) 自由とする

・冬服(10月~5月) 上着は原則として紺の制服着用
ズボン・スカート類は自由

・名札 制服着用時にはつける

・制帽 着用する

○保健室の利用について

・保健室は、けがの手当や体調が悪い時の休養、また何らかの相談
身体計測、健康診断などを行う場所です。

・子どもの体調や気になることは、連絡帳や電話で学校へお知らせください。

・病気等による保健室での休養は、原則1時間です。発熱や体調の回復がみられないときは
お迎えの連絡を、担任または養護教諭からします。

来校されましたら、玄関のインターフォンから声をかけていただき
直接保健室までおいでください。

・下着が汚れた場合、保健室から新しい下着の貸出をします。
新しい下着を購入していただき、学校へお返しくください。

4.学校徴収金

～保護者に負担していただくお金～

本校では学校諸経費として学級費、教材費、給食費、PTA会費を徴収しています。

☆学級費と教材費については、随時金額等をお知らせします。

☆給食費は口座振替です（JA）

1. 給食費は1食280円です。
2. 集金は月額4,900円です。2月は年間回数により調整します。
なお、8月も集金します。
3. 原則毎月20日が振替日です。19日までに入金ください。
手数料22円も一緒に引き落としされます。
4. 口座振替による引き落としができなかった場合の処置
学校から保護者に引き落としできなかった旨を連絡します。
連絡を受けられた保護者は、学校から送付された納付書を使って、
「勝英農協」に行き、直接納金します。
5. 一度登録された口座は6年間有効です。

☆PTA会費は、5月に集金します。

*PTA会費（1家庭あたり）

1ヶ月 300円（年間3,600円）

1年間分まとめて口座振替します。

5.教科書

教科書は無償（費用は国が負担）です。紛失した場合は購入すること（有償）になります。紛失された場合は、担任もしくは学校へご連絡ください。

美作市内は同じ教科書を使用しています。学年の途中で他の郡市へ転出された場合は、新しい学校で使われている教科書のうち、美作市と違う教科書のみ無償給付されます。

同じものは給付されませんので、転出するからといってすぐに教科書を処分されたりしないようにご注意ください。

ただし、3月転出の場合は給付されません。

6.転校の手続き

<市内間の転居で転校するとき>

学校へ申し出て「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらい新住所での指定された学校へお持ちください。指定の学校への就学が困難な時は、美作市教育委員会学校教育課へご相談ください。

<市外の学校へ転校するとき>

学校で「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらってください。

転居先の市町村で転入手続きを済ませ、教育委員会の指示に従ってください。

市外転出の手続きの流れ

保護者は・・・

学校から・・・

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ①学校へ転出の旨を連絡 | → | ①「在学証明書」、「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行 |
| ②市町村役場へ転出届の提出 | | |
| ③転入先市町村へ転入届の提出 | | |
| ④転入先教育委員会へ転入の申し出（就学通知書を発行してもらう） | | |
| ⑤転入先学校へ（在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書等を持っていく） | | |

*転出が決まったら、早めに学校へご連絡ください。

転校に必要な書類の作成や、学年会計や給食費の精算を行います。

7. 病気による出停関係

下記の病気にかかったら、学校保健安全法19条の規定により出席停止になります。速やかに学校へお知らせください。欠席されても、欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の治癒証明書が必要です。治癒証明書は学校からお渡ししますので、医療機関で証明してもらい担任までご提出ください。（治癒証明書は有料となる場合もありますが、ご了承ください。）

☆出席停止となる病気☆

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る）、及び 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

8. 日本スポーツ振興センター

学校生活の中や決められた通学路においての事故や病院にかかった場合、医療費の一部が支給される制度です。

この制度は、医療機関へ医療費（本人負担分）を支払っていただいております。手続き完了後2～3ヶ月に医療見舞金として給付されます。手続きは学校が行いますので、上記の理由で病院にかかった場合は学校へ連絡をしてください。必要な書類をお渡ししますので、病院等で必要事項を記入してもらった後、学校へお届けください。

なお、次の場合は給付を受けることができません。

- 支払った医療費が総額 1, 500円以下の場合
- 自動車事故等で相手側から保険金が支払われる場合 等

9.就学援助制度（美作市版）

市では経済的理由によって児童・生徒を就学させることが困難と認められる場合に、その保護者に対して給食費や学用品の一部を援助する制度があります。

この援助を受けることができるのは、次のような場合で、かつ援助の必要があると認められた場合です。

次のいずれかの措置を受け、困窮していると認められる方

- ① 生活保護を受けている。（教育扶助を受けている場合は修学旅行費のみ給付）
- ② 生活保護が停止又は廃止となった。
- ③ 市民税が非課税。
- ④ 市民税の減免を受けている。
- ⑤ 国民年金保険料の減免を受けている。
- ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。
- ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている。（母子・父子家庭等に支給される手当のことで、児童手当ではありません）
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている。
- ⑨ ①～⑧には該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難である。

※上記の措置に有効期限等がある場合は、有効期限内の認定となります。

※引き続き援助を希望される場合は、新しい決定通知書等の写しの提出が必要となります。

この援助を希望される方は、各学校まで申し出て下さい。

該当者の認定は教育委員会が毎年度行いますので、前年度援助を受けられていた方も新たに申請する必要があります。

認定結果については、学校長を通じて保護者にお知らせします。